

第 9 号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 7 年 9 月 1 6 日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成 1 2 年熊本県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 4 9 2 号の 2 中「第 3 0 条の 4 4 の 1 2」を「第 3 0 条の 4 4 の 1 3」に改め、同項第 6 5 9 号中「別表第 3 第 1 の項第 3 欄」を「別表第 3 第 1 の 2 の項第 3 欄」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）等の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。